

九州大学総合研究棟（筑紫地区）使用細則

平成16年度九大細則第6号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和元年9月30日
（令和元年度九大細則第10号）

（趣旨）

第1条 この細則は、九州大学学内共通利用施設規則（平成16年度九大規則第60号。以下「規則」という。）第13条第2項及び第17条並びに九州大学総合研究棟（筑紫地区）規程（平成16年度九大規程第19号。以下「規程」という。）第6条第4項、第10条第2項及び第14条の規定に基づき、九州大学総合研究棟（筑紫地区）（以下「施設」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究交流ホールの使用）

第2条 規則第3条第1項第3号に該当する部分（以下「研究交流ホール」という。）の使用時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時までの間とする。

- 2 使用者は、前項の使用時間外の使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を得なければならない。
- 3 研究交流ホールの使用に当たっては、施設使用料を負担するものとし、冷房又は暖房を使用する場合には、冷房使用料又は暖房使用料を加算するものとする。
- 4 前項の施設使用料、冷房使用料及び暖房使用料の額は、次の表のとおりとする。

施設使用料（1日当たり）	冷房使用料（1日当たり）	暖房使用料（1日当たり）
9,360円	15,640円	10,560円

（光熱水料等）

第3条 規程第10条第1項に規定する光熱水料は、電気料、上水道料、中水道（実験水）料、下水道料、ガス料、電話料の費用とし、受益者負担とする。

（徴収方法）

第4条 共通部分の光熱水料については、月毎に、使用者が所管する部局等の予算から筑紫地区事務部の予算に移し替えるものとする。

- 2 使用者は、光熱水料及び使用料（共通部分に係るものを除く。以下同じ。）の請求があった場合は、速やかに支払わなければならない。
- 3 一度納付された使用料については、特段の事情がある場合を除き、返還しない。

（大型設備等）

第5条 特定の大型設備等の管理については、当該設備等を使用する者が共同して行うものとする。

（雑則）

第6条 この細則に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、総合研究棟（筑紫地区）管理運営委員会の議を経て、管理責任者が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大細則第13号）

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大細則第15号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大細則第10号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。